

射水市いじめ防止基本方針

平成26年5月 1日

射水市教育委員会

目 次

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	1
1 基本理念	1
2 いじめの定義	1
3 いじめの防止等に関する基本的考え方	2
(1) いじめの未然防止	2
(2) いじめの早期発見	3
(3) いじめへの対処	3
(4) 地域や家庭との連携	3
(5) 関係機関との連携	3
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	4
1 市が実施する施策	4
(1) いじめ防止に向けた組織等の設置	4
(2) 市が地方公共団体として実施する施策	4
(3) 小中学校の設置者としての実施する施策	5
2 小中学校が実施すべき施策	7
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置	7
(2) いじめの防止等に関する措置	7
第3 重大事態への対処	8
1 市教育委員会又は小中学校による調査	8
(1) 重大事態の発生と調査	8
(2) 調査結果の提供及び報告	10
2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	11
(1) 再調査	11
(2) 再調査の結果を踏まえた措置等	11
第4 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	11

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

いじめから一人でも多くの子供を救うために、子供を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚し、社会総がかりでいじめの問題に向き合い、いじめ根絶を目指すための理念として、次の3つを掲げる。

- いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。
- 全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置するがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。
- いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）（法第2条）。

いじめとは、児童等^{*1}に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係^{*2}にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響^{*3}を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※1… 学校に在籍する児童又は生徒をいう。

※2… 学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※3… 身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

また、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（法第22条）を活用して行う。

なお、具体的ないじめの態様としては、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

○ いじめ解決の判断

いじめの解決とは、加害児童生徒による被害児童生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童生徒と加害児童生徒を始めとする他の児童生徒との関係修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断する。

3 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの未然防止

- ① いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要である。
- ② 全ての児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壤をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。
- ③ 全ての児童生徒が安心でき、自己存在感や充実感を感じられる授業づくりや集団づくりなど、「居場所づくり」を進めることが重要である。
- ④ 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。
- ⑤ 児童生徒が主体的に取り組む共同的な活動を通じて、他者から認められ、他者の役に立っているという自己有用感を感じとれる「絆づくり」を進めることが重要である。
- ⑥ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む必要がある。
- ⑦ いじめの問題への取組の重要性について市民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見

- ① 全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高め、いじめの早期発見に努めることが必要である。
- ② いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識することが必要である。
- ③ ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。
- ④ 学校や教育委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめの対処

- ① いじめを認識した場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。
- ② 家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。
- ③ 教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。
- ④ 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

(4) 地域や家庭との連携

- ① 社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭が、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、連携した対策を推進することが必要である。
- ② より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要である。

(5) 関係機関との連携

- ① 学校や教育委員会においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局）との適切な連携が必要である。
- ② 警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、学校や教育委員会と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 市が実施する施策

(1) いじめ防止に向けた組織等の設置（法第14条関係）

- 「いじめ問題対策連絡会議」の設置

いじめの防止等に關係する機関及び団体の連携を図るため、学校、教育委員会、PTA、民生委員児童委員協議会、保護司会、青少年育成射水市民会議、教育相談室相談員、ソーシャルワーカー、学識経験者等の代表者により構成される「射水市児童生徒サポートネットワーク連絡協議会」を設置する。

(2) 市が地方公共団体として実施する施策

① 財政上の措置（法第10条関係）

- いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の人的体制の整備等の必要な措置を講ずるように努める。

② いじめの早期発見のための措置（法第16条関係）

- いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に努める。

③ 学校、家庭、地域社会、関係機関等の連携（法第17条）

- いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう学校、家庭、地域社会、関係機関等の連携の強化、その他必要な体制の整備に努める。

- いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、適切な対応ができるようにするために、学校相互間の連携協力体制の整備に努める。

- 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実を推進する。

- より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするために、PTAや地域の関係団体との連携を促進するなど、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制の構築を推進する。

④ 県教育委員会との連携（法第17条関係）

- 県が設置する「いじめ問題対連絡会議」での連携が、小中学校におけるいじめの防止等に活用できるよう県教育委員会と連携を図る。

⑤ インターネットを通して行われるいじめに対する対策の推進（法第19条関係）

- 児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する取組を通して、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制を充実する。

⑥ 人材の確保及び教職員の資質の向上（法第18条関係）

- いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の研修の充実を図り、教職員の資質能力の向上に努める。
- 心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じる者及びいじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等）の確保等必要な措置を講ずるように努める。

⑦ いじめの防止等のための調査研究等の推進（法第20条関係）

- いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証、その成果の普及に努める。

⑧ 広報・啓発活動（法第21条関係）

- 保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて子供の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置など、家庭への支援に努める。
- いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動に努める。

(3) 小中学校の設置者として実施する施策

① いじめの未然防止のための措置（法第15条、第19条関係）

- 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を推進する。
- いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童生徒が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずる。
- 当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他のいじめの防止等のための対策に関する資質能力の向上に必要な措置を講ずる。
- 当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう啓発活動を実施する。
- 教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、事務機能の強化など学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を推進する。

② いじめの早期発見のための措置（法第16条関係）

- いじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずる。
 - 当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。
- ③ いじめの早期解決のための措置（法第23条関係）
- いじめ発生の報告を受けたときは、必要に応じ、当該学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を実施する。

2 小中学校が実施すべき施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

① 学校いじめ防止基本方針の策定（法第13条関係）

- 学校は、国的基本方針及び市の基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を策定する。
- 学校基本方針には、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処などいじめ防止等全体に係る内容を定める。
- 学校基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者等地域の方の参画を得て、地域を巻き込んだ学校基本方針となるようにする。また、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめ防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。
- 策定した学校基本方針については、学校のホームページなどで公開する。

② いじめの防止等の対策のための組織の設置（法第22条関係）

- 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理・福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される組織を設置する。（名称は各学校の判断による。）なお、本組織の役割は、主に以下の通りである。
 - 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
 - いじめの相談・通報の窓口としての役割
 - いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
 - いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

(2) いじめの防止等に関する措置

① いじめの防止（法第15条関係）

- いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。
- 児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

- 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

② 早期発見（法第16条関係）

- いじめは大人の目の付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- 日頃から、児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

③ いじめに対する措置（法第23条関係）

- いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- 対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

第3 重大事態への対処

1 教育委員会又は小中学校による調査（法第28条関係）

(1) 重大事態の発生と調査

① 重大事態の意味

重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害^{※6}が生じた疑いがあると認めるとき」、または「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席する^{※7}とを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」を意味する。

※6 … 「児童等の生命、心身又は財産に重大な被害」とは、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企画した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などである。

※7 … 「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を

「欠席する」とは、不登校の定義を踏まえ、いじめを受けた児童生徒が年間30日を目安とし、欠席している状態である。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、30日という目安によらない。

児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものと判断する。

② 被害児童生徒の保護

重大事態が発生した場合には、直ちに保護者、関係機関等と連携していじめを受けた児童生徒の心身の安全確保を行う。

③ 重大事態の報告

- 重大事態が発生した場合、小中学校は教育委員会を通じて市長に、事態発生について報告する。
- 県の支援の必要がある場合は、県教育委員会に報告する。

④ 調査の趣旨及び調査主体

- 調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。
- 小中学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。
- 調査の主体は、小中学校が主体となって行う場合と、教育委員会が主体となって行う場合が考えられる。
※ 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、小中学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、小中学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。
- 小中学校が調査主体となる場合であっても、教育委員会は調査を実施する小中学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

⑤ 調査を行うための組織

- 教育委員会又は小中学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うための組織を速やかに設ける。
※ 組織の構成については、弁護士や医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- 教育委員会が調査主体となる場合、必要に応じて「附属機関」を設置し、調査を行うための組織とする。

- 小中学校が調査主体となる場合、学校が設置するいじめの防止等の対策のための組織を活用する。

⑥ 事実関係を明確にするための調査の実施

- 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があつたか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- 調査を実施するに当たり、教育委員会・小中学校自身が、たとえ不都合なことがあつたとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要である。
- 教育委員会又は小中学校は、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

(2) 調査結果の提供及び報告

① 調査結果の提供

- 教育委員会又は小中学校は、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。
- 情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で経過報告することが望ましい。
- 情報の提供に当たっては、教育委員会又は小中学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- 調査に先立ち、アンケート等の結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることを、調査対象となる在校生やその保護者に説明する。
- 教育委員会は、小中学校が調査を行う場合においては、調査及び情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

② 調査結果の報告

小中学校に係る調査結果は教育委員会を通じて市長に報告する。

①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長等に送付する。

2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置（法第30条関係）

（1）再調査

調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、再調査を行うことができる。

再調査についても、教育委員会又は小中学校等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があり、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

（2）再調査の結果を踏まえた措置等

① 小中学校の場合、市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

※ 「必要な措置」としては、例えば、指導主事や教育センターの専門家の派遣による重点的な支援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等を想定する。

② 小中学校について再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告する。議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。

4 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

- 1 市は、当該基本方針の策定から3年の経過を目途として、国や県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。
- 2 市は、小中学校における学校基本方針について、策定状況を確認し、公表する。

いじめ防止指導指針

射水市教育委員会

<喫緊の対策>

- 1 定期的な悩み調査や面談を実施する。(各学期1回以上)
2 調査結果や面談・指導記録を集積する。
3 教育相談や指導を行う校内の基準やルール、相談体制を構築する。
※ 生徒指導主事を中心に、スクールカウンセラー・カウンセリング指導員・特別支援教育コーディネーター・スクールソーシャルワーカーの連携を図る。
- 4 いじめの防止に関わる情報の共有と共通理解のもとで、効果的な対応ができるよう校内体制を見直す。
- 5 小中連絡会等を通して、児童生徒の情報交換を確実に行う。
※ 入学前の情報を的確に把握する。
いじめ・不登校・問題行動等以外にも、支援を要する児童生徒の状況を把握する。
- 6 関係機関と連携し、指導助言や支援を得る。
※ 市教育委員会・市教育センター・教育事務所・県総合教育センター・警察署・児童相談所等
- 7 他者を尊重する思いやりの心を育て、児童生徒の健全な成長を図る教育活動の充実に努める。
※ 児童会活動・生徒会活動等、児童生徒の主体的な活動に積極的に取り組む。
- 8 学校評議員やPTA役員、保護者に生徒指導に関する状況を報告し、教育活動への協力を求める。
- 9 保護者会や家庭訪問を通して、児童生徒の悩みや生育歴における課題等の情報収集に努める。

いじめ防止対策について

1 教育委員会としての対応

(1) 市民に向けて

- ①射水市サポートネットワーク連絡協議会の設置
青少年育成射水市民会議等を主体とした関係者から構成
- ②市民へのアピール
「自分を大切にしよう ～いじめ防止アピール～」
- ③いじめなどの相談窓口の周知
- ④家庭教育講座の充実

(2) 各学校への支援

- | | |
|----------------|-------------------------|
| ①「いじめ防止指導指針」 | 各学校への指示 |
| ②射水市こども条例の研修 | 児童生徒に対する啓発 |
| ③児童生徒、保護者へ訴え | 「自分を大切にしよう ～いじめ防止アピール～」 |
| ④いじめ防止指導事例集の作成 | 「いじめを生まない学校・学級づくりのために」 |
| ⑤いじめ相談の充実 | S C、 S S Wの配置 |
| ⑥充実した学習への支援 | 学習サポーター、 T. T 指導員の配置 |
| ⑦教員研修の充実 | |
| ⑧学校施設の改善 | 普通教室の可視化（透明ガラス） |
- (3) 関係機関との連携の場の設置
・警察署、児童相談所等との連携

2 指導指針に基づく各学校での対策

- (1) 校内いじめ対策協議会（学校、 P T A、 学校評議員、 地域住民等から構成)
 - ・いじめ等把握、相談、いじめ防止キャンペーン、防止施策の提言
- (2) 校内いじめ対策委員会（校長、教頭、生指主、力指、養教、学主、 S C 等で構成)
 - ・相談体制の充実、地域、保護者との連携
 - ・いじめ等、問題行動の把握
 - ・いじめ等の抑止、いじめ防止の指導
 - ・いじめ防止教育（道徳、特別活動との関係）
- (3) 児童生徒いじめ対策委員会（生徒会活動、児童会活動)
 - ・いじめ防止キャンペーン
 - ・いじめの訴えの受付
 - ・いじめ防止の会議及び市内各校の交流
- (4) 校内体制の整備
 - ・初期の確実な対応職員の連絡体制
 - ・校内指導体制の整備
 - ・生徒の諸情報の整理
- (5) 校内研修の充実
 - ・児童生徒の理解、発達障害への理解
- (6) 教育環境の整備
 - ・よりよい授業
 - ・仲のよい学級
 - ・死角のない学校（定期的な巡回、学年室の設置）